

## 宮崎県庁舎廃棄物分別業務仕様書

### 1 作業内容

宮崎県庁舎の各所属から本館、4号館、7号館及び8号館のごみ搬入場所に搬入されるごみについて、搬入状況の検査、所属職員へのごみ分別指導及び分別が必要なごみの分別作業等を行う。

### 2 作業員について

- (1) 本契約における作業員として、1名以上の専任作業員を置くものとする。専任作業員は、現会社に3年以上勤務している者で、ごみの分別について知識を有する者とする。
- (2) 作業員は、心身ともに健康で勤務態度に優れ、業務の遂行に強い責任感を有する者とする。
- (3) 作業員が病気、怪我等で作業ができなくなった場合は、受託者は、即座に作業ができる体制をとるものとする。

### 3 作業の留意事項

#### (1) 職員に対する分別の検査及び説明等について

ア 受託者は各所属からのごみの搬入状況を検査し、分別の徹底が図れていない場合、所属に対して分別後の搬入を依頼するか、又は搬入した職員にごみ搬入場所での分別を依頼するとともに、ごみの分別方法について説明を行うものとする。

また、ごみ袋に所属名が記載されていない場合は、記載を依頼するものとする。

イ 午後4時30分から午後5時30分までに各所属がごみを搬入するため、30分程度ずつ(1日2ヶ所程度)ごみ搬入場所で分別の検査及び説明を行うものとする。

【例】

| 月曜        | 火曜        | 水曜         | 木曜         | 金曜        |
|-----------|-----------|------------|------------|-----------|
| 本館<br>4号館 | 本館<br>4号館 | 7号館<br>8号館 | 7号館<br>8号館 | 本館<br>4号館 |

#### (2) 分別作業内容

分別が必要なごみについて、宮崎市が定める事業系廃棄物の適正処理マニュアル(以下「マニュアル」という。)を参考にし、産業廃棄物、資源物、燃やせるごみ及び燃やせないごみ等の種別毎に分別(袋詰めして搬入されたごみの再分別も含む。)するものとする。

留意事項は、次のとおりである。

##### ア 産業廃棄物の分別

産業廃棄物は、廃プラスチック類、金属くず及びガラス等マニュアルに沿って分別し、ごみ搬出場所へ出すこと。

##### イ 資源物の分別

###### (ア) 古紙類への分別

a 名刺大以上の紙は資源物(古紙類)として分別すること。

b 束ねられる紙は、OA用紙、新聞紙、段ボール及びカラーコピー紙(パンフレット、チラシ、封筒等を含む。)等の種類ごとに紐で縛り、監督員が指定する場所に取りまとめること。

(イ) 資源物への分別

燃やせるごみ又は燃やせないごみの中から資源物に該当するものは分別し、ごみの減量化を図ること。

ウ 蛍光灯

蛍光灯については、ケースに入れて20本程度で束ね、割れにくくし、ごみ搬出場所へ出すものとする。割れたものは産業廃棄物としてごみ搬出場所へ出すこと。

エ 乾電池

乾電池については、アルカリ乾電池、マンガン乾電池、リチウム電池、充電式電池、ボタン型電池は産業廃棄物としてまとめ、ごみ搬出場所へ出すこと。水銀電池はごみ搬入場所に置いておくこと。

オ 金属類

スプレー缶類は必ず穴を開けてごみ搬出場所へ出すこと。

カ その他

(ア) 分解が必要なごみ（ライター、ドッチファイル等）については、種別毎に分解し、分別すること。

(イ) マニュアルに記載されていない事項においても、必要と認める分別については実施すること。

キ ごみ分別作業は、監督員の指定するごみ分別作業場所で行うものとする。

なお、8号館のごみ搬出場所に出されたごみ袋で分別が不十分なもの及び袋詰めされずにごみ搬入場所に持ち込まれた廃棄物については、4号館のごみ分別作業場所に移動し再分別等を行うものとする。

(3) ごみの移動について

ア (2)により分別したごみは、監督員が指定するごみ搬出場所に移動し、取りまとめるものとする。

イ ごみ搬入場所に持ち込まれたシュレッダーごみをごみ搬出場所へ移動するものとする。

ウ 上記のごみの移動及び取りまとめは、ごみ収集日の前日に済ませておくものとする。

エ ごみ搬入場所内の燃えるごみ、資源物等のごみ袋を置く場所は、各執務室から搬入されるごみ袋を、常にゆとりをもって置けるように場所を確保するものとする。

オ ごみ搬入場所からごみ搬出場所へ、また、ごみ搬入場所から他のごみ搬入場所へのごみの移動において車両が必要な場合は、受託者が用意し、管理するものとする。

カ ごみ搬入場所に搬入されたごみは、ごみ搬出場所以外に移動しないこと。

(4) 清掃について

ア ごみ搬入場所、ごみ分別作業場所及びごみ搬出場所については、常に悪臭の発生やごみの飛散等の防止に努めるとともに、清掃を行い、整理整頓を図るものとする。

イ 本契約により使用する清掃道具等の物品は、受託者が用意するものとする。

(5) その他

年度中に1回（1ヶ月間）実施する廃棄物排出量調査における職員のごみの計量について、計量の協力を行うものとする。

2 作業フロー図  
別図

3 廃棄物分別作業の報告

廃棄物分別の作業結果は、別紙の業務日誌を作成し、速やかに報告し、甲の確認を受けること。ただし、県の休日にあつてはその翌日に行うこと。

4 作業の休日

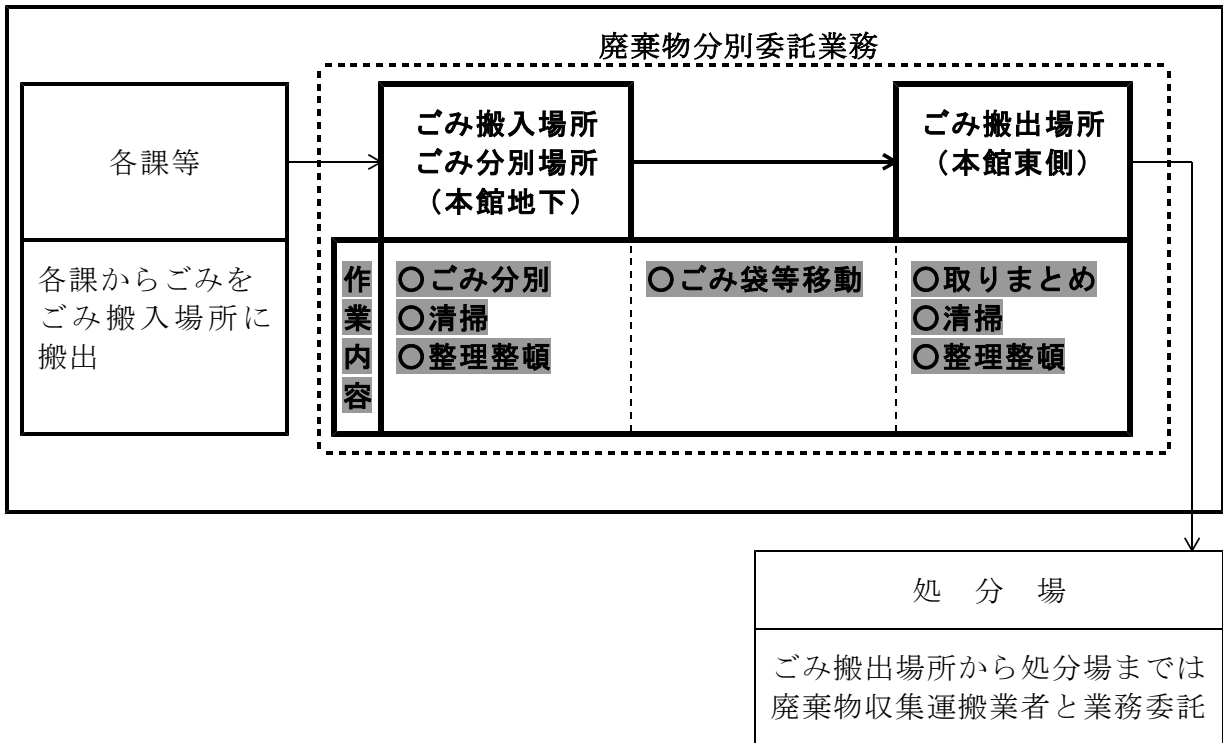
「宮崎県の休日を定める条例」（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に定める県の休日

5 その他

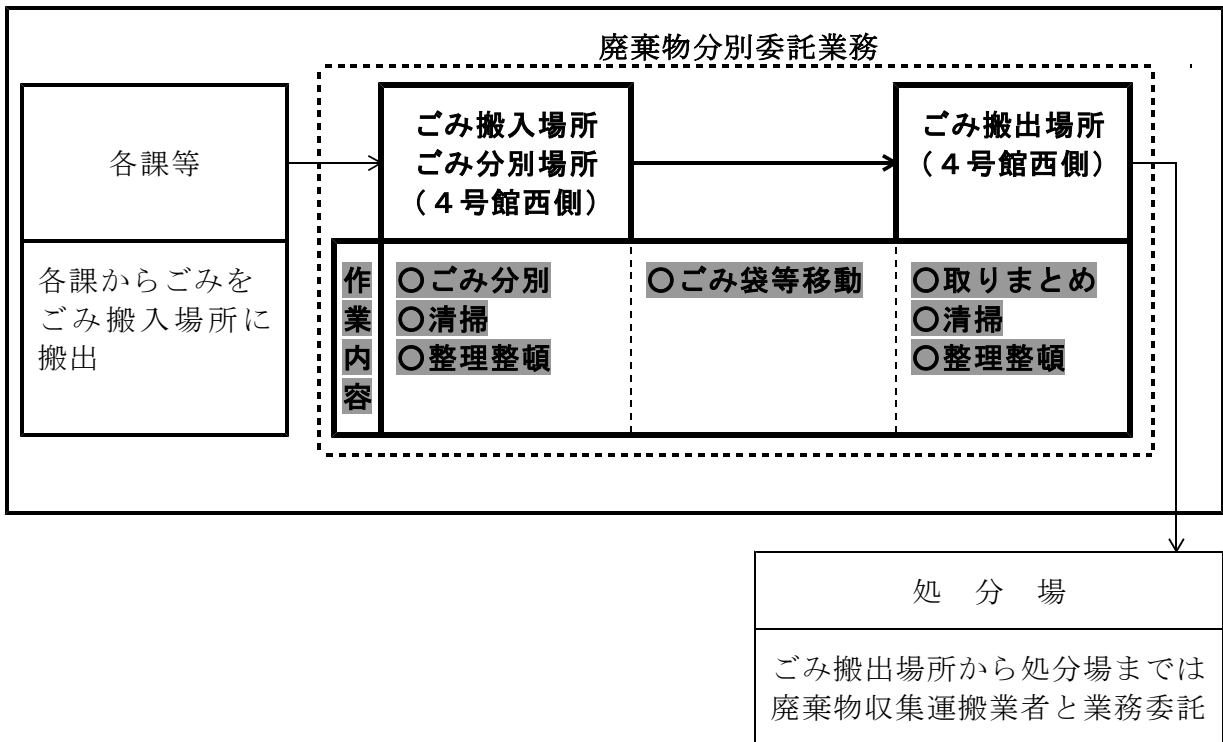
委託業務の状況に応じ、この仕様書に記載されていない事項で、庁舎管理上必要と認められる事項がある場合は、甲、乙協議のうえ実施について決定するものとし、軽微な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

作業フロー図

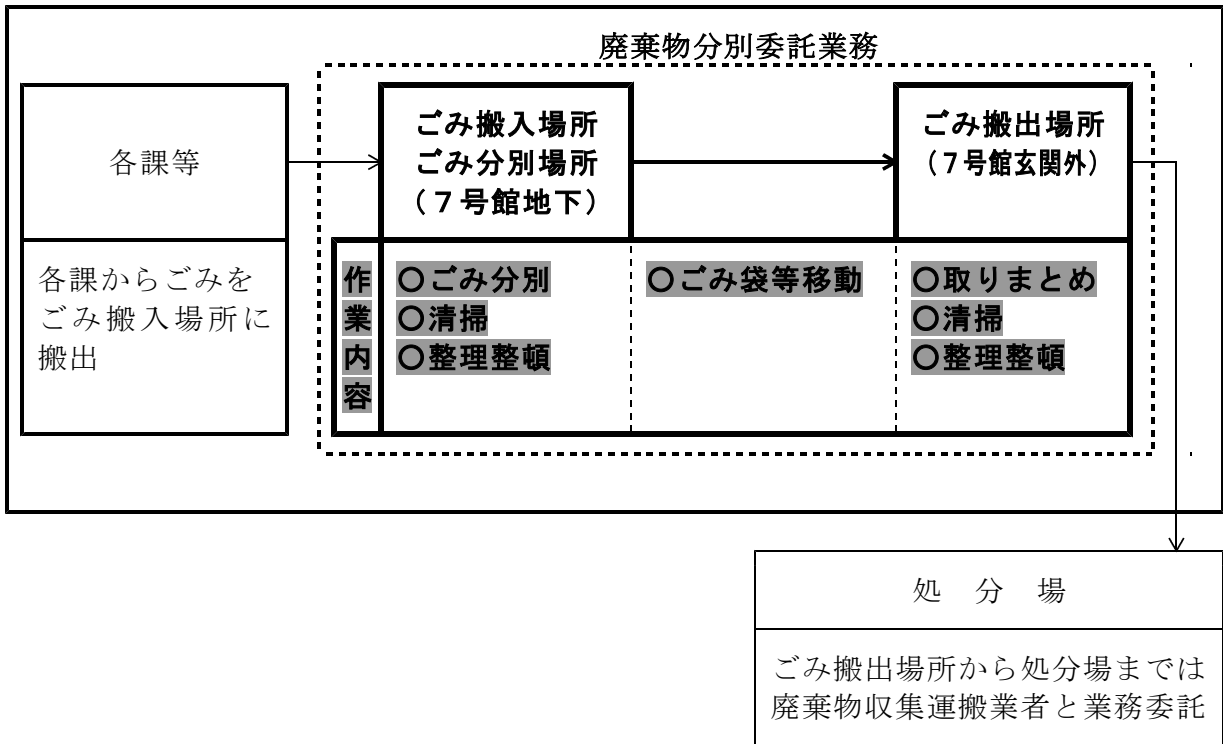
○本館



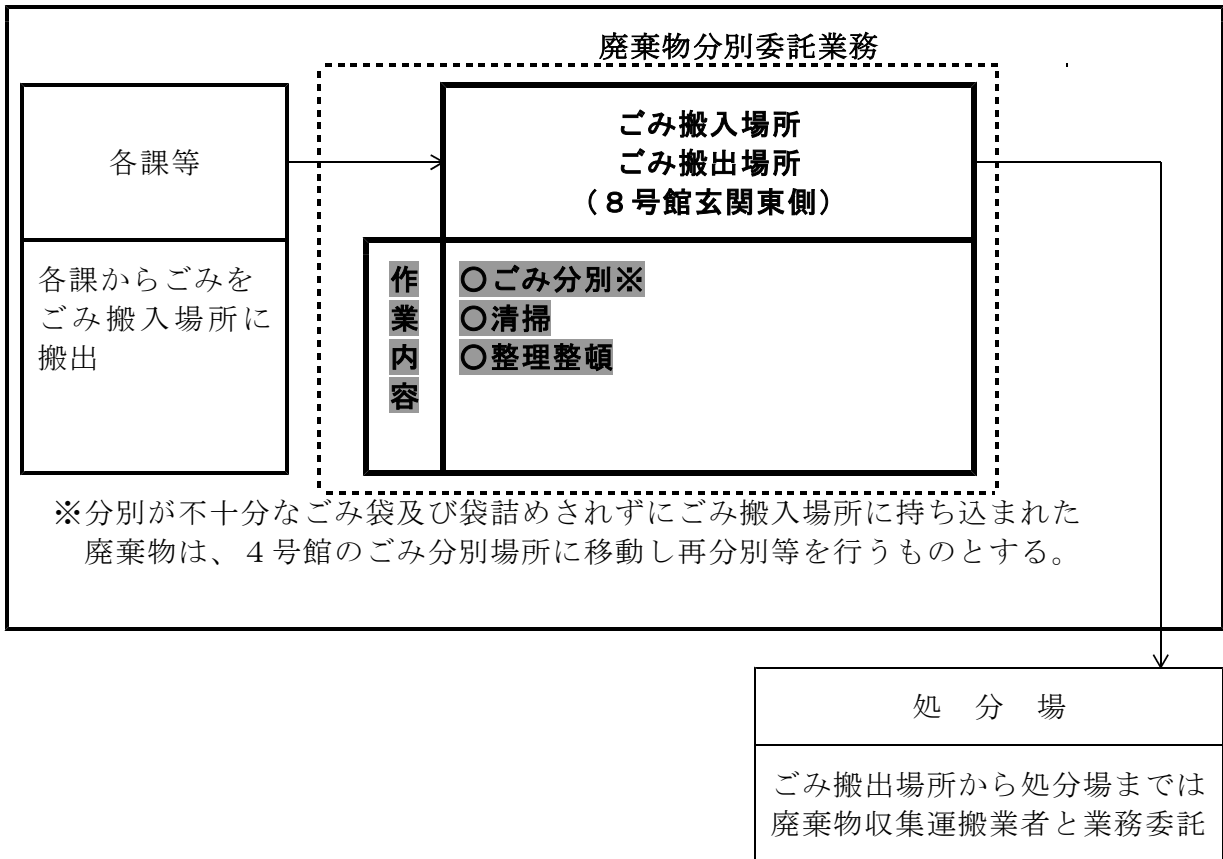
○4号館



○ 7 号館



○ 8 号館





業務日誌（廃棄物分別業務）

平成 年 月 日

|        |        |      |       |
|--------|--------|------|-------|
| 担当リーダー | 庁舎管理担当 | 取扱主任 | 作業責任者 |
|        |        |      |       |

1 作業内容（時間帯・袋数等を記入すること）

|         | 本館 |   | 4号館 |   | 7号館 |   | 8号館 |   |
|---------|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|
| 再分別     | ～  | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 |
| 可燃物搬出   | ～  | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 |
| 資源物搬出   | ～  | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 |
| 不燃物搬出   | ～  | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 |
| 産業廃棄物搬出 | ～  | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 | ～   | 袋 |
| 蛍光管搬出   | ～  | 本 | ～   | 本 | ～   | 本 | ～   | 本 |
| 分別指導    | ～  | / | ～   | / | ～   | / | ～   | / |

2 分別徹底がなされていない所属 ※枠が不足する場合は適宜文書を追加すること。

| 所属名 | 分別できていない内容 | 所属名 | 分別できていない内容 |
|-----|------------|-----|------------|
|     |            |     |            |
|     |            |     |            |
|     |            |     |            |
|     |            |     |            |

3 清掃状況等

| 場所           | 清掃 | 消灯 | 火気の確認 | 施錠 |
|--------------|----|----|-------|----|
| 本館ごみ搬入・分別場所  |    |    |       |    |
| 本館ごみ搬出場所     |    |    |       |    |
| 4号館ごみ搬入・分別場所 |    |    |       |    |
| 4号館ごみ搬出場所    |    |    |       |    |
| 7号館ごみ搬入・分別場所 |    |    |       | /  |
| 7号館ごみ搬出場所    |    |    |       | /  |
| 8号館ごみ搬入・搬出場所 |    |    |       |    |

4 連絡事項

|  |
|--|
|  |
|--|

別記様式

平成 年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

本庁舎等廃棄物分別業務実績報告書（ 月分）

1 作業内容

| 日  | 作 業 内 容 | 日  | 作 業 内 容 |
|----|---------|----|---------|
| 1  |         | 16 |         |
| 2  |         | 17 |         |
| 3  |         | 18 |         |
| 4  |         | 19 |         |
| 5  |         | 20 |         |
| 6  |         | 21 |         |
| 7  |         | 22 |         |
| 8  |         | 23 |         |
| 9  |         | 24 |         |
| 10 |         | 25 |         |
| 11 |         | 26 |         |
| 12 |         | 27 |         |
| 13 |         | 28 |         |
| 14 |         | 29 |         |
| 15 |         | 30 |         |
|    |         | 31 |         |

2 搬出数（月間合計数）

|       | 本館 | 4号館 | 7号館 | 8号館 |
|-------|----|-----|-----|-----|
| 可 燃 物 | 袋  | 袋   | 袋   | 袋   |
| 資 源 物 | 袋  | 袋   | 袋   | 袋   |
| 不 燃 物 | 袋  | 袋   | 袋   | 袋   |
| 産業廃棄物 | 袋  | 袋   | 袋   | 袋   |
| 蛍 光 管 | 本  | 本   | 本   | 本   |

※ 業務日誌を添付すること。